

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年9月14日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

(1) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称
- イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称ほか

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称等

項	大規模小売店舗の所在地及び名称	大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
1	吹田市西御旅町4982番地2ほか ジョーシン吹田上新庄店	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 株式会社 J o s h i n 代表取締役 高橋 徹也
2	高槻市大塚町五丁目211番3 ジョーシン高槻大塚店	同
3	高槻市大畑町342番1ほか ジョーシン高槻店	同
4	富田林市若松町西一丁目1814番1ほか ジョーシン富田林店	同
5	高石市西取石三丁目192番地1ほか ジョーシン高石店	同
6	東大阪市若江西新町三丁目12番1ほか ジョーシン東大阪店	同

7	東大阪市長田西六丁目23ほか ジョーシン東大阪長田店	同
---	-------------------------------	---

(3) 変更新月日

- (1) アに掲げる事項 令和8年4月1日
- (1) イに掲げる事項 令和7年6月24日
- (1) ウに掲げる事項 令和8年4月1日ほか

2 届出年月日

令和8年6月4日

3 縦覧の期間及び方法

(1) 期間

令和8年9月14日から令和9年1月14日まで

(2) 方法

ア インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/ol10060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)

イ 書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課